

市民税・県民税 申告はお早めに



平成28年度分（平成27年分）の市民税・県民税の申告を受け付けます。会場と日時を確認の上、ご来場ください。

平成27年度の申告をしたかたには、平成28年度分の申告書を1月下旬に送付しています。申告書が届かなくても申告が必要と思われるかたは、お問い合わせください。

申告が必要なかた

- 1 平成28年1月1日現在で市内に住所があり、平成27年1月1日から12月31日までに次の①～⑤の所得があり、所得税の確定申告をしないかた。
 - ① 給与所得（パート・アルバイト賃金を含む）
 - ② 勤務先が川口市へ給与支払報告書を提出していないかた
 - ③ 給与所得以外に、報酬・配当・年金などの所得があったかた
 - ④ 1社のみから給与の支払いを受けているかたで、給与以外の所得の合計額が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です
 - ⑤ 2社以上から給与の支払いを受けたかた
 - ⑥ 医療費控除など各種控除を受けようとするかた
- 2 雑所得
 - ⑦ 公的年金などの収入があったかたで、社会保険料控除・扶養控除などの各種控除を受けようとするかた

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書、添付書類台紙
- 印鑑（スタンプ式不可）、筆記用具
- 申告するかたの預貯金口座番号のわかるもの
- 収入や所得を証明できる書類（平成27年分の給与や年金の源泉徴収票など）
- 社会保険料（健康保険・介護保険・国民年金など）の支払証明書や領収書
- 生命保険料（一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料）や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書（かかった人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください）
- 経費などに関する領収書
- そのほか申告に必要な書類（障害者手帳など）

各種所得控除の申告も忘れずに

所得控除を申告することで、税負担が軽減されます。

- ・ 配偶者（特別）控除
- ・ 扶養控除
- ・ 障害者控除
- ・ 寡婦（夫）控除
- ・ 勤労学生控除
- ・ 医療費控除
- ・ 社会保険料控除
- ・ 生命保険料控除
- ・ 地震保険料控除
- ・ 寄附金税額控除など

※領収書や証明書の提示や提出がないときは、控除の適用ができないことがあります。

主な税制改正

- ◎ 寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除限度額の引き上げ
 - 平成27年1月1日以後に、都道府県や市町村にふるさと納税（寄附）を行った場合、基本控除に加算される特例控除額の上限が、市民税・県民税の所得割額の10%から20%に拡充されます。
- ◎ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設
 - 平成27年4月1日以後に行ったふるさと納税について、寄附先が計5団体以内で、申告特例申請書を寄附先の自治体へ提出すると、確定申告（市民税・県民税申告を含む）を行わなくても寄附金税額控除を受けられる制度が創設されました。ワンストップ特例制度利用時は、所得税控除分相当額を含めた控除額が、翌年度の市民税・県民税から税額控除されるため、還付にはなりません。
 - なお、次の①～③のいずれかに該当する場合にはワンストップ特例制度が適用されませんので、寄附金控除も忘れずに申告してください。
 - ① 医療費控除などを受けるために確定申告または市民税・県民税申告をしたかた
 - ② 申告特例申請書提出後、1月1日までに住所・氏名などに変更があったかたで、1月10日までに申告特例申請事項変更届出書を寄附先自治体へ提出していないかた
 - ③ 平成27年3月31日までにいったふるさと納税

郵送での申告が 便利です

申告会場は大変混雑しますので、郵送での申告をおすすめします。

申告書に住所・氏名・生年月日・電話番号・必要事項（所得や所得控除など）を記入・押印し、必要書類（控除証明書など）を同封の上、返信用封筒で郵送してください。（切手不要）

※記入内容を電話で確認することがあります。あらかじめご了承ください。



申告受付会場と日時

受付会場	受付日時	
戸塚公民館	2月2日(火)・3日(水)	9:00 ～ 15:00
芝市民ホール(芝支所と併設)	2月4日(木)・5日(金)	
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)	
新郷公民館	2月16日(火)	
安行公民館	2月17日(水)	
神根公民館	2月18日(木)	9:00 ～ 16:00
市役所本庁舎 5階大会議室	2月19日(金)～3月15日(火) 土・日曜日除く ただし2月21日(日)・28日(日)は受付	

※所得税の住宅借入金特別控除は受け付けできません。税務署にお問い合わせください。

※各会場とも初日は大変混雑します。混雑状況により受付終了時間を早める場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※市役所本庁舎の会場と開始日が変わりましたので、ご注意ください。

問い合わせ…市民税課 ☎048-259-7634・7635・7636・7245

税務署からのお知らせ

確定申告会場は SKIPシティ

- 日 2月16日(火)～3月15日(火)
受付時間 9:00～16:00
- ※土・日曜日を除く、ただし2月21日(日)・28日(日)は開場。
- ※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。

場 SKIPシティ総合棟
1階多目的ホール
(上青木3-12-18)

※所得税の納付は金融機関をご利用ください。

※SKIPシティ会場開設期間中は、各税務署内に確定申告相談会場はありません。



申告書は、自宅で作成し 郵送で提出を

例年、確定申告会場は大変混雑し、手続きが終了するまで、平均90分(最大3時間超)かかります。

また、会場では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を使い、ご自分でパソコンを操作して申告書を作成します。

自宅でインターネットに接続しているパソコンがあれば、国税庁ホームページから確定申告書を作成し、郵送で提出できます。ぜひご利用ください。

※收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

問 確定申告書等作成コーナー
ヘルプデスク ☎0570-01-5901

復興特別所得税額の記載漏れに ご注意ください

平成25～49年分は、所得税と併せて復興特別所得税の納付が必要です。税率は、その年分の所得税額の2.1%です。

公的年金等を 受給されているかたへ

平成23年分以後の各年分で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の還付を受ける場合や純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

問い合わせ…川口税務署 ☎048-252-5141 西川口税務署 ☎048-253-4061 ※自動音声に従い番号「0」を選択